

後見制度支援預金に係る特約

後見制度支援預金（以下、「この預金」といいます。）は、当行要求払預金規定集の共通規定、普通預金規定および決済用預金規定（以下、「各預金規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下、「この特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1 利用対象者

- （１）この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年後見人または未成年後見人（以下、「後見人」といいます。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- （２）この預金に関する一切の法律行為は、別途届出のある預金者の後見人が行うものとします。
- （３）後見人は、預金者のために必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。

2 取引方法に係る特約

- （１）この預金は、後見人が指示書を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
 - ① この預金の口座開設
 - ② この預金口座への追加の預け入れ
 - ③ この預金口座からの払戻し
 - ④ この預金口座からの定額送金の設定および変更
- （２）前項にかかわらず、指示書に記載された有効期限の経過、その他合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

3 取扱店の限定

この預金は、口座開設店のみを取扱店とし当行の他の店舗では取扱いできません。

4 届出事項に変更があった場合の取扱い

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。

この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① 通帳または届出の印章の喪失：後見人
- ② 預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- ③ 後見人の選任および資格喪失：後見人

- ④ 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- ⑤ 預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- ⑥ 預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人
- ⑦ 預金者が未成年であった場合、成年となった事実：預金者または後見人

5 各種お取引制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ① キャッシュカードの発行
- ② A T Mの利用
- ③ インターネットバンキングの利用
- ④ この預金口座からの各種料金等の自動支払いおよび給与・年金・配当金等の自動受取の利用
- ⑤ マル優（少額貯蓄非課税制度）の利用

6 解約に関する特約

- (1) 預金者がこの預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳を持参のうえ、当行にお申し出ください。ただし、第2項第1号ないし第3号に該当する場合には、指示書を提出する必要はありません。
- (2) 次の各号に該当する場合は、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただきます。
- ① 預金者が死亡した場合
 - ② 成年被後見人である預金者について後見開始取消審判が確定した場合
 - ③ 未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となった場合
 - ④ 各預金規定に定める預金の解約を行う場合
 - ⑤ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

7 適用条項

- (1) この特約で定められた事項と各預金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この特約が優先するものとし、それ以外の場合については、この特約の目的を害しない限度で各預金規定を適用するものとします。
- (2) この特約および各預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

以 上

(2023年1月23日現在)